**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第400号）**

**〔　遺失物関係文書不存在非公開決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和６年６月28日）**

**第一　審査会の結論**

　　　諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

　１　令和３年６月13日、審査請求人は、大阪府教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を行った。

　　（行政文書公開請求の内容）

府立○○高校について、

（１）令和３年５月21日に、職員室のゴミ箱に生徒の教科書が捨てられていた事実がわかる文書（以下「本件請求１」という。）

（２）上記１．の経緯がわかる文書（以下「本件請求２」という。）

（３）令和３年６月10日に、職員室のゴミ箱に生徒の弁当箱が捨てられていた事実がわかる文書（以下「本件請求３」という。）

（４）上記３．の経緯がわかる文書（以下「本件請求４」という。）

（５）同校における遺失物が、遺失物法に則って処理されている事実がわかる資料（以下「本件請求５」という。）

（６）同校における遺失物が、遺失物法に則って処理されていない事実がわかる資料（以下「本件請求６」という。）

（７）同校において遺失物法が適用される根拠（以下「本件請求７」という。）

（８）同校において遺失物法が適用されない根拠（以下「本件請求８」という。）

　２　同月28日、実施機関は、上記行政文書公開請求に対し、「本件請求文書は、作成または保存していないため、管理していない。」という理由を付して、条例第13条第２項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

　３　同月30日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、実施機関に対し、審査請求を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　処分の取消しを求める。該当文書の公開を求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　　　審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

　　　請求文書８．について、当該校では遺失物を遺失物法に則らず教職員が破棄している実態があるため、遺失物法が適用されない根拠があるのは自明である。不存在はあり得ない。

**第五　実施機関の主張要旨**

　　　実施機関の主張は概ね次のとおりである。

　１　弁明の趣旨

　　　本件審査請求を棄却する裁決を求める。

　２　弁明の理由

本件請求に係る行政文書を作成していないため、審査請求人が求める行政文書は存在しない。

　３　結論

　　　以上のとおり、本件決定は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく適法かつ妥当なものである。

**第六　審査会の判断**

　１　条例の基本的な考え方について

　　　行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

　２　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

　（１）本件請求１から４について

ア　審査請求人は、本件請求１において「令和３年５月21日に、職員室のゴミ箱に生徒の教科書が捨てられていた事実がわかる文書」、本件請求３において「令和３年６月10日に、職員室のゴミ箱に生徒の弁当箱が捨てられていた事実がわかる文書」、本件請求２及び４において、本件請求１及び３の「経緯がわかる文書」の公開を求めている。

　　　　　本件請求５から８の内容に鑑みれば、審査請求人は、府立○○高校において、生徒の遺失物が同法に則って処理されておらず、その具体的な事例として、本件請求１及び本件請求３を挙げていると考えられる。

　　　イ　府立高校は、遺失物法（平成18年法律第73号）に基づき、生徒又は教職員は、府立高校内において物件を拾得した場合、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならず（法第４条第２項）、交付を受けた施設占有者である校長は、速やかに、当該交付を受けた物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならないとされている（法第13条第１項）。

　　　ウ　仮に校長が、法に基づき、遺失物を遺失者に返還し、又は警察署長に提出していた場合には、本件請求１から本件請求４に係る文書は存在しない。

さらに審査請求人が示すような、府立○○高校において、遺失物を処分したとの事実が仮に存在していたとしても、個々の遺失物の対応において、その事実や経緯に係る文書が作成又は保存されていないことは不合理ではない。

　（２）本件請求５及び６について

　　　　遺失物法に則った処理の流れは、上記（１）イのとおりであるが、府立○○高校が、遺失物を同法に則って処理している事実又は処理されていない事実といった一般的な事柄について、文書を作成していないことは不合理ではない。

　（３）本件請求７及び８について

　　　　府立○○高校においては遺失物法が適用されると考えられるが、同法が適用される根拠又は適用されない根拠について、文書を作成していないことは不合理ではない。

　３　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

　　（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　　魚住　泰宏、的場　かおり、海道　俊明、近藤　亜矢子